

浜松市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付等審査会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(平成8年浜松市規則第54号)に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付等の適正を期するために設置する母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会(以下「審査会」という。)について、必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 審査会の名称及び管轄は、別表第1のとおりとする。

(所掌事務)

第3条 審査会は、母子及び父子並びに寡婦福祉資金に係る次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 貸付要否の決定に関する事。
 - (2) 貸付の停止に関する事。(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第12条に基づく場合を除く。)
 - (3) 償還免除に関する事。
 - (4) 徴収停止に関する事。
 - (5) 欠損処分に関する事。
 - (6) 訴訟に関する事。
 - (7) その他重大な事項に関する事。
- 2 前項に定めるもののほか、審査会は、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。
- (1) 浜松市自立支援教育訓練給付金事業実施要領第6に定める受給資格に関する事。
 - (2) 浜松市高等職業訓練促進給付金等事業実施要領第7に定める受給要件に関する事。

(審査事項)

第4条 審査会は、前条第1項第1号に掲げる事項について、貸付申請書、添付書類、面接記録(調査票)等により次の事項を審査するものとする。

- (1) 貸付資格の有無
- (2) 貸付必要性の適否
- (3) 貸付の効果の有無
- (4) 償還可能性の有無
- (5) 保証人の適否
- (6) 添付書類の有効性

- 2 審査会は、前条第1項第2号から第7号まで及び同条第2項各号に掲げる事項について、法令等に基づき、その適否を審査するものとする。

(組織)

第5条 審査会は、別表第2に掲げる委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 審査会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、別表第3のとおりとする。

3 会長は、会務を総括する。ただし、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会は、必要の都度会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、別表第4の左欄に掲げる審査会を同表右欄に掲げる部署において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会の審議を経て別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村の編入の以後に本市の区域内に住所を有する者が本市に母子及び寡婦福祉資金の貸付の申請をする場合において、同日前に静岡県西部健康福祉

センター母子及び寡婦福祉資金審査会規約の規定に基づく西部健康福祉センター母子及び寡婦福祉資金審査会が当該申請に対して審査した結果は、この要綱に基づき審査した結果とみなす。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	管轄
中区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	中区の区域内
東区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	東区の区域内
西区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	西区の区域内
南区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	南区の区域内
北区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	北区の区域内
浜北区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	浜北区の区域内
天竜区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	天竜区の区域内

別表第 2（第 5 条第 2 項関係）

名称	委員
中区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	中区社会福祉課長、同課長補佐、同課担当グループ長、担当職員及び母子自立支援員
東区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	東区社会福祉課長、同課長補佐、同課担当グループ長及び担当職員
西区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	西区社会福祉課長、同課長補佐、同課担当グループ長及び担当職員
南区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	南区社会福祉課長、同課長補佐、同課担当グループ長及び担当職員
北区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	北区社会福祉課長、同課長補佐、同課担当グループ長及び担当職員
浜北区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	浜北区社会福祉課長、同課長補佐、同課担当グループ長及び担当職員
天竜区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	天竜区社会福祉課長、同課長補佐、同課担当グループ長及び担当職員

別表第3（第6条第2項関係）

名称	会長	副会長
中区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	中区社会福祉課長	中区社会福祉課長補佐
東区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	東区社会福祉課長	東区社会福祉課長補佐
西区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	西区社会福祉課長	西区社会福祉課長補佐
南区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	南区社会福祉課長	南区社会福祉課長補佐
北区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	北区社会福祉課長	北区社会福祉課長補佐
浜北区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	浜北区社会福祉課長	浜北区社会福祉課長補佐
天竜区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	天竜区社会福祉課長	天竜区社会福祉課長補佐

別表第4（第8条関係）

名称	部署
中区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	中区社会福祉課
東区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	東区社会福祉課
西区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	西区社会福祉課
南区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	南区社会福祉課
北区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	北区社会福祉課
浜北区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	浜北区社会福祉課
天竜区母子父子寡婦福祉資金貸付等審査会	天竜区社会福祉課